

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十七年六月三十日

川越建築安全センター所長 大槻 淳 一

指定番号	第五号
指定に係る道路の種類	建築基準法第四十二条第一項第四号
指定の年月日	平成二十七年六月十九日
指定に係る道路の位置	<p>入間市河原町千二百二十一―五十四から 千二百二十一―二十一まで</p> <p>入間市河原町千二百二十一―九十八から 千二百二十一―三十三まで</p> <p>入間市河原町千三百七―二十八から 千三百―五まで</p> <p>入間市河原町千三百七―十七から 千二百九十一―五まで</p> <p>入間市河原町千三百七―十七から 千二百九十八―十七まで</p> <p>入間市河原町千三百―一から 千二百八十一―一まで</p>
指定に係る道路の延長 (単位メートル)	<p>二百二十三・四四</p> <p>三十四・四三</p> <p>二十二・六六</p> <p>百四十八・三二</p> <p>百三十七・二二</p> <p>百七十三・七二</p>
指定に係る道路の幅員 (単位メートル)	<p>四・〇</p> <p>四・〇</p> <p>五・〇</p> <p>六・三から七・〇</p> <p>六・〇</p> <p>八・〇から九・〇</p>